

練馬区 高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画

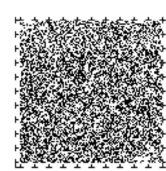
計画の理念

- ◎高齢者の尊厳を大切にする
- ◎高齢者の自立と自己決定を尊重する
- ◎高齢者の社会参加と地域の支え合いを促進する

表紙写真「練馬区立四季の香ローズガーデン」

計画の目標

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的・継続的に提供される地域包括ケアシステムを深化・推進する

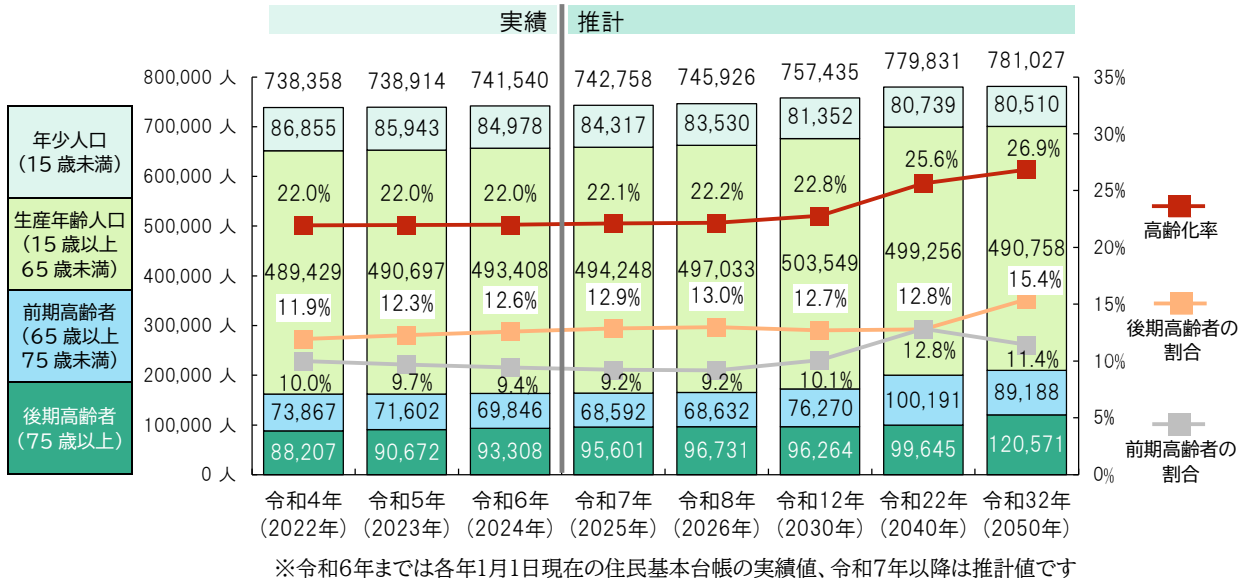


計画策定の趣旨

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、高齢者を取り巻く様々な課題に的確に対応し、介護が必要になっても、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、区が取り組むべき施策を明らかにすることを目的に策定しています。

団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年(2040年)を見据え、地域包括ケアシステムを深化・推進することを目標として、計画の理念や施策の方向性を明示します。

■高齢者人口の推移



計画の位置づけ

○法的位置づけ

高齢者保健福祉計画は、高齢者の健康と福祉の増進を図るため、老人福祉法第20条の8の規定に基づき策定する計画です。また、介護保険事業計画は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るため、介護保険法第117条の規定に基づき策定する計画です。

○第3次みどりの風吹くまちビジョン等との関係

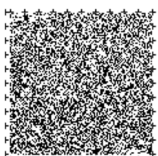
本計画は、区の総合計画「第3次みどりの風吹くまちビジョン」に基づく個別計画です。第3次ビジョンと整合を図り、高齢者保健福祉に関する施策を示すものです。また、区の他計画とも整合を図ります。

- 1,000を超える介護事業所があり、施設や在宅の介護サービスが充実
- 様々な団体やボランティアが高齢者を支える活動を展開
- 福祉人材の確保・育成支援が充実

区民や地域団体、医療機関、介護事業者等との
連携・協力の推進

地域包括ケアシステムの深化・推進

練馬区の特徴

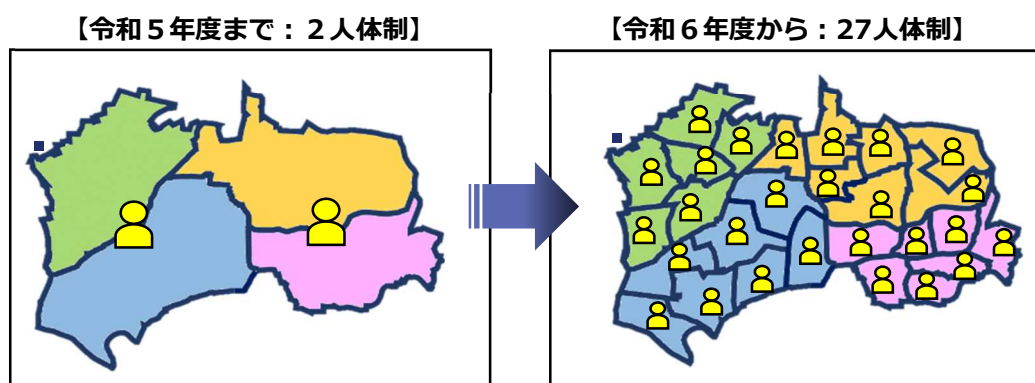


令和7年に向けた相談支援体制の強化 生活支援コーディネーターを2人から27人体制へ拡充

団塊世代の全ての方が後期高齢者となる令和7年に向けて、また、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年も見据え、増加する高齢者を地域で支えていくため、相談支援体制を強化することが必要です。

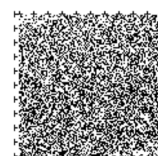
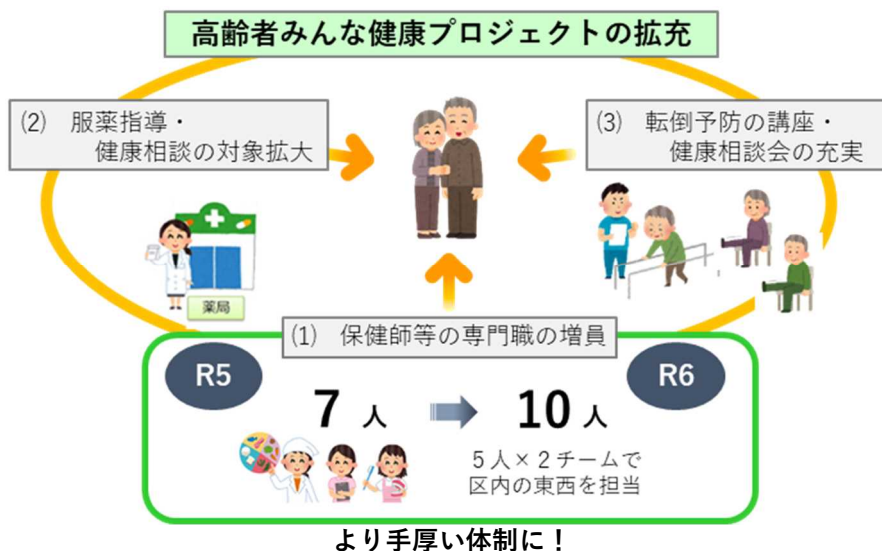
高齢者の生活をよりきめ細やかに支えるため、日常生活圏域を地域包括支援センターに合わせて27地区とし、あわせて支援体制を強化することで、地域包括ケアシステムを深化させ、更に積極的に推進していきます。

日常生活圏域の見直しに合わせて、支援が必要な高齢者を地域活動団体等へつなぐ生活支援コーディネーターを、各地域包括支援センターに1人ずつ配置し、これまでの2人体制から27人体制へ生活支援体制を強化します。また、元気高齢者を地域団体の活動の担い手としてつなぎ、活躍の場を広げます。



高齢者みんな健康プロジェクトの拡充

- (1) 保健師等の専門職を増員し、ハイリスク高齢者への個別支援を強化します。
- (2) 国保加入者を対象に実施している、練馬区薬剤師会との連携による服薬指導を、75歳以上後期高齢者にも広げ、個別訪問や薬局窓口等での服薬指導・健康相談を実施します。
- (3) フレイルリスクの高い高齢者等を対象に、リハビリテーション専門職と連携して実施している転倒予防に関する講座・健康相談会を大幅に充実します。



6つの施策と主な取組

施策1 元気高齢者の活躍と健康づくり・フレイル予防の推進

目標

多くの高齢者が地域活動・就労等で活躍できる場の提供と、一人ひとりのライフスタイルに合った健康づくり・フレイル予防に取り組める環境を整備します。

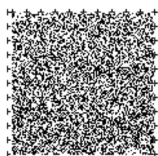
令和8年度目標	令和5年度末の現況	3か年の取組
元気高齢者の活躍の場を拡大		
★スマホ相談員の養成・派遣の実施	養成・試行	養成・実施
★高齢者と地域団体とのコーディネート件数 年間 300 件	—	年間 300 件
デジタル格差解消を目指した取組の推進		
★高齢者向けスマホ教室の充実	開始	充実
★相談窓口の設置	—	実施
街かどケアカフェの充実		
常設型街かどケアカフェの実施 計 9 か所	計 6 か所	3 か所開設 1 か所開設準備
地域サロン型 計 41 か所	計 32 か所	9 か所増
出張型街かどケアカフェ事業の充実	充実	充実
フレイル予防の充実		
★フレイル予防アプリ「フィット&ゴー」の充実	構築、配信	充実
★「フロ・マエ・フィットネス」の充実	開始	充実
★成果連動型民間委託契約方式（PFS）の導入	—	実施

施策2 高齢者を支える地域との協働の推進

目標

高齢者が地域で安心して暮らせるよう、地域包括支援センターを中心とした身近な地域での相談支援体制を強化するとともに、地域全体での見守りや支え合いの輪を広げます。

令和8年度目標	令和5年度末の現況	3か年の取組
地域包括支援センターの増設・移転・担当地域見直し		
5 か所移転	1 か所移転準備	5 か所移転
高齢者見守りの推進		
高齢者在宅生活あんしん事業 年間 2,700 人	年間 2,400 人	年間 2,700 人
★終活相談窓口の設置	検討	実施
重層的な支援体制の強化		
★アウトリーチ型の支援体制の強化	開始（2人体制）	充実（4人体制）



本計画では、今後3年間の目標を定め、6つの施策をお示ししています。ここでは、施策ごとの主な取組を記載しています。★は、第9期計画で新たに追加した取組を表します。

施策3 認知症高齢者への支援の充実

目標

認知症とともに希望をもって日常生活を送れるよう、区民や関係機関の協力を得て、認知症高齢者とその家族を支えます。

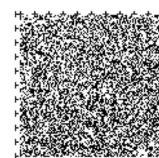
令和8年度目標	令和5年度末の現況	3か年の取組
認知症の相談体制の充実と適時・適切な医療・介護の提供		
もの忘れ検診の充実	実施	充実
★介護サービス事業所と連携した相談窓口	—	実施
家族介護者への支援の拡充		
★三療師会と連携した身体的負担を軽減するサービスの実施	—	実施
★地域包括支援センターにおけるオンライン相談の実施	—	実施
権利擁護支援事業の充実		
★権利擁護事業の充実	検討	充実

施策4 在宅生活を支える医療と介護サービス基盤の整備

目標

要介護状態になっても、安心して希望する在宅生活を続けることができるよう、相談体制の充実や在宅医療と地域に根ざした介護サービスの環境を整備し、関係者間の連携を強化します。

令和8年度目標	令和5年度末の現況	3か年の取組
在宅療養ネットワークの強化と医療提供体制の充実		
練馬区医師会医療連携・在宅医療サポートセンターと連携した在宅医療提供体制の充実	実施	充実
★ACPの普及啓発	—	実施
練馬光が丘病院跡施設における複合施設の整備		
開設	工事（一部）	開設
在宅生活を支える医療と介護サービス基盤の整備		
認知症高齢者グループホーム 定員 743 人（43 か所）	定員 680 人 （39 か所）	新規整備 63 人分 （4 か所）
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 17 か所	15 か所	新規整備 2 か所
看護小規模多機能型居宅介護 定員 344 人（12 か所）	定員 228 人 （8 か所）	新規整備 116 人分 （4 か所）



施策5 介護保険施設等の整備と住まいの確保

目標

高齢者が自らの状況に応じた選択ができるように、介護保険施設等の整備と住まいの確保を進めます。

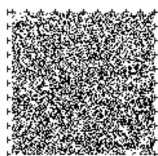
令和8年度目標	令和5年度末の現況	3か年の取組
特別養護老人ホーム等の施設の整備		
特別養護老人ホーム 定員 2,949 人 (38 施設)	定員 2,761 人 (37 施設)	新規整備 129 人分 (1 施設) 大泉ケアハウスの 廃止による増床 50 人分 既存資源の転換に よる増 9 人分
都市型軽費老人ホーム 定員 386 人 (20 施設)	定員 310 人 (16 施設)	新規整備 76 人分 (4 施設)
特別養護老人ホーム大規模改修費補助		
★大泉特養 改修費補助実施	補助要綱策定	実施
★関町・富士見台特養 合築費補助実施	協議・調整	実施
★民設特養 補助要綱策定、2 施設改修費補助実施	検討	2 施設 改修費補助実施
住まい確保支援事業の実施		
住まい確保支援事業 伴走型支援の実施	実施	実施

施策6 介護の現場を支える総合的な人材対策の推進

目標

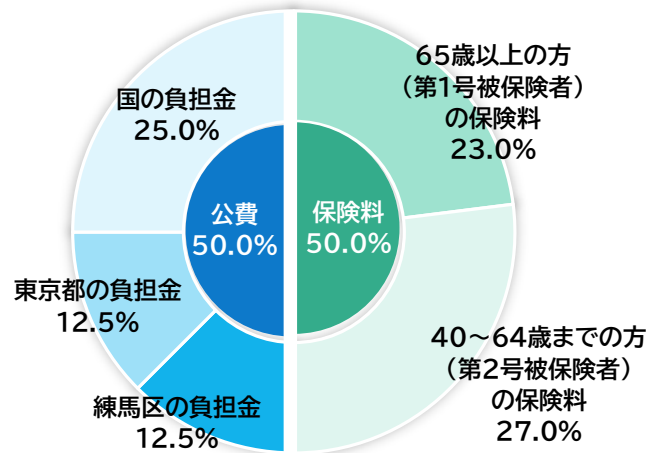
介護の現場を支える多様な人材の参入、活躍を促進するとともに、質の高い介護サービスを提供する人材の育成と定着を支援します。

令和8年度目標	令和5年度末の現況	3か年の取組
介護人材の確保・育成・定着		
練馬福祉人材育成・研修センター事業の実施	実施	実施
介護従事者養成研修の実施 修了者 年間 150 人	実施(年間 150 人)	実施(年間 150 人)
資格取得費用助成の充実 利用者 年間 355 人	実施(年間 330 人)	充実(年間 355 人)
★介護福祉士養成施設卒業生の定着支援	検討	実施
★介護福祉士養成施設の宿舍借り上げ支援事業の実施	検討	実施
元気高齢者介護施設業務補助事業の充実	実施	充実
介護支援専門員への支援の充実		
★介護支援専門員への支援の充実	実施	充実



介護保険は社会全体で高齢者を支える制度です

介護保険は、介護が必要になっても高齢者が地域で安心して暮らし続けることを目指し、いつまでも自立した生活を送れるよう、社会全体で高齢者を支える相互扶助の制度です。介護保険の財源は、国・自治体の負担が2分の1、残る2分の1は被保険者(加入者)の保険料で賄われています。



第9期計画における第1号被保険者（65歳以上）の介護保険料

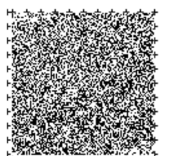
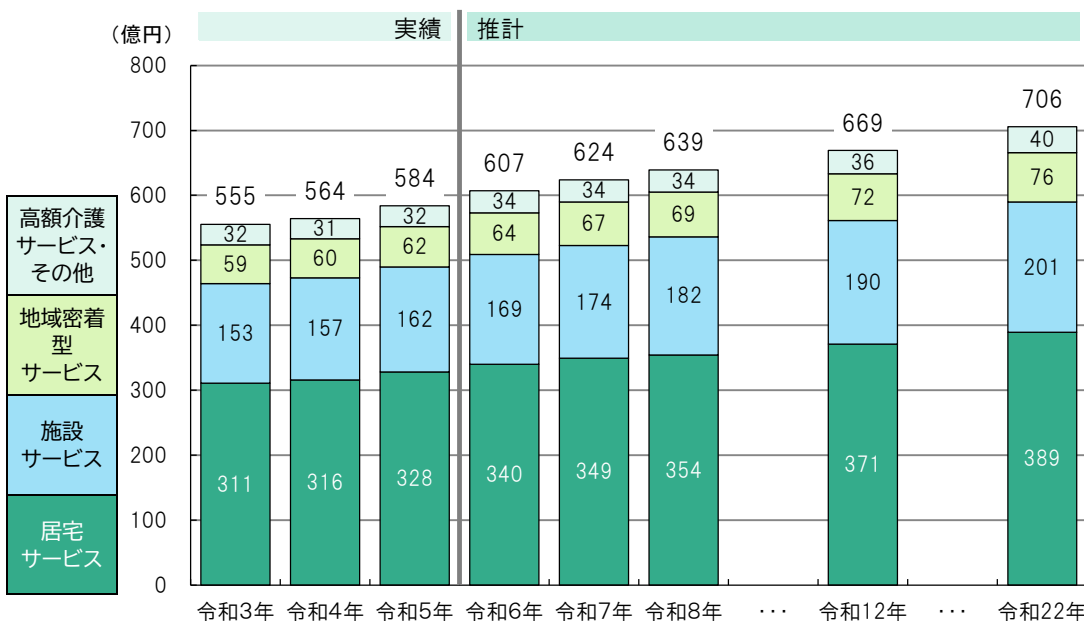
第9期計画期間では、第1号被保険者が増加し、特に要介護認定率が大きく上昇する80歳以上の後期高齢者が大幅に増加することが見込まれます。介護給付費の見込額は、介護サービスの利用の増加や、施設整備目標数、介護サービスの充実などによる介護サービスの見込量の変化を踏まえて算出します。

介護サービスが必要な方に、適正で十分な給付が継続的に行われていくためには、保険財政の安定的な運営が不可欠です。第9期保険料は、以下の基本的な考え方により設定しました。

第9期保険料設定の基本的な考え方

- 負担能力に応じた保険料額の設定
- 低所得者対策の継続
- 基金の活用による、保険料の上昇抑制

■介護給付費の実績と見込額



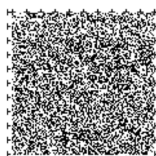
第9期計画期間における第1号被保険者の介護保険料

段階	対象者	料率	年額(月額)
1	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が特別区民税非課税 ・世帯全員が特別区民税非課税で本人の課税対象年金収入額と合計所得金額の合計（以下「年金収入額等」）が80万円以下	0.25	20,040円 (1,670円)
2	世帯全員が特別区民税非課税で 本人の年金収入額等が80万円を超え120万円以下	0.32	25,680円 (2,140円)
3	世帯全員が特別区民税非課税で本人の年金収入額等が120万円超	0.62	49,680円 (4,140円)
4	本人が特別区民税非課税で世帯に課税者があり、 本人の年金収入額等が80万円以下	0.73	58,440円 (4,870円)
5	本人が特別区民税非課税で世帯に課税者があり、 本人の年金収入額等が80万円超	1.00	80,040円 (6,670円)
6	本人が特別区民税課税で合計所得金額が120万円未満	1.07	85,680円 (7,140円)
7	〃 120万円以上210万円未満	1.30	104,160円 (8,680円)
8	〃 210万円以上320万円未満	1.50	120,120円 (10,010円)
9	〃 320万円以上420万円未満	1.70	136,080円 (11,340円)
10	〃 420万円以上520万円未満	1.90	152,160円 (12,680円)
11	〃 520万円以上620万円未満	2.10	168,120円 (14,010円)
12	〃 620万円以上720万円未満	2.30	184,200円 (15,350円)
13	〃 720万円以上820万円未満	2.50	200,160円 (16,680円)
14	〃 820万円以上1,000万円未満	2.90	232,200円 (19,350円)
15	〃 1,000万円以上1,500万円未満	3.30	264,240円 (22,020円)
16	〃 1,500万円以上2,000万円未満	3.70	296,160円 (24,680円)
17	〃 2,000万円以上3,500万円未満	4.10	328,200円 (27,350円)
18	〃 3,500万円以上5,000万円未満	4.50	360,240円 (30,020円)
19	〃 5,000万円以上	4.90	392,280円 (32,690円)

第9期 令和6～8年度（2024～2026年度）

練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

発行 練馬区 高齢施策担当部 高齢社会対策課
 所在地 〒176-8501 練馬区豊玉北 6-12-1 練馬区役所 西庁舎3階
 電話 03-5984-4584(直通)



このパンフレットは、より多くの方への情報提供のため「音声コード」（紙面の角に印刷されているマーク）を付けています。活字文書読み上げ装置やスマートフォン用アプリなどを利用して、音声で内容を聞くことができます。